

ラディカル・デモクラシーと「民主的なもの」

——フェミニズム政治理論の視座から——

山 田 竜 作

はじめに——いかなるラディカル・デモクラシーか

冷戦後の日本で本格的にラディカル・デモクラシーが論じられるようになって、約二〇年である。もちろんそれ以前に、高島通敏や鶴見俊輔、日高六郎といった論者が「ラジカル・デモクラシー」や「根もとからの民主主義」を語っていたことを忘れるわけにはいかない。しかし、私たちが今日「ラディカル・デモクラシー」と言う場合にイメージする欧米系の諸議論が、市民社会論の興隆を背景としてまとまった形でわが国に紹介され始めたのが一九九〇年代であったことは、おおよそ共通認識として受け入れられよう。ところで、おそらく現代日本の政治理論研究にお

ラディカル・デモクラシーと「民主的なもの」(山田)

六三五(七一一)

いて、ラディカル・デモクラシー論とはシャンタル・ムフ (Chantal Mouffe, 1943-) などの闘技的多元主義のことを指す、との理解が少なからず定着していると思われる。

だが、このような理解に問題がないわけではない。形式的な自由民主主義体制を根底から批判し、さらなる民主化を促すという意味でのラディカルなデモクラシー論は、一九七〇年代には参加デモクラシー論という形で存在したからである。キャロル・ペイトマン (Carole Pateman, 1940-) の論文集『秩序を乱す女たち?』に収録された、一九七〇年代の参加デモクラシー的諸論稿には、当時の「リベラル対ラディカル」という図式が見え隠れしているが、当然ながらこの時点の「ラディカル」とは闘技的多元主義のことではない。ラディカル・デモクラシーにはいくつもの知的源泉があることはすでに指摘されて久しいが、参加デモクラシーとラディカル・デモクラシーはいかなる関係にあるか、また、ラディカル・デモクラシーとは闘技的多元主義なのだとする認識が日本の政治理論家の間で定着したとすればそれはいつのことか、等については実は決して明白でないとと言える。

その上、さらに困難な問題がある。平等と差異・アイデンティティをめぐる今日的な意味でのラディカル・デモクラシー論に重要な知的刺激を与えたものとして、看過できないのはフェミニズムであり、ムフやペイトマンのみならず、広義のラディカル・デモクラシー論者に含め得る政治理論家にフェミニストは少なくない。⁽²⁾ にもかかわらず、ムフはフェミニストのデモクラシー論者にかなり批判的であり、後に本論で検討するように「女性」を固定的なアイデンティティと見なすことを拒否している。フェミニズムがデモクラシーの理論と実践にとって持つ意味については、多くのフェミニストが言及しているにもかかわらず十分に検討・咀嚼されていないことに加え、いかなるラディカル・デモクラシーが考えられているかが論者によって異なるという事情が、問題を非常に錯綜したものになっている。

市民社会論から公共哲学・政治哲学へと研究者の関心がシフトする中、現代日本のデモクラシー論におけるフェミニズムやジェンダーへの関心は、一九九〇年代よりむしろ後退したのではという印象さえ受ける。⁽³⁾

この小論で、フェミニストのデモクラシー論者を網羅的に検討して以上の錯綜した問題状況を整理することは、筆者の能力を超えている。本稿では、ごく限られた論者を取り上げることで、フェミニズムの視座から「民主的なもの」がどのように見えるか、その一端を明らかにすることに目的を限定したい。ラディカル・デモクラシー論では、ムフに代表されるように、「政治的なもの (the political)」について非常に多くの議論が展開された。それに対して、デモクラシーを徹底化させるという意味を持つラディカル・デモクラシーが、何を持って「民主的」であるとするのか、言わば「民主的なもの (the democratic)」については十分に語っていないと思われる。フェミニストの政治理論家にとって、さらなる民主化とは何を意味するのか。それは、何が民主的であり何が非民主的かについての認識により、少なからず左右されよう。本稿ではまず、ムフのラディカル・デモクラシー論におけるフェミニズム批判をたたき台として検討し、そこで批判の矛先が向けられている一人の政治理論家、ペイトマンおよびアイリス・マリオン・ヤング (Iris Marion Young, 1949-2006) のデモクラシー論を取り上げる。この両者に対する批判として、ムフの議論がどこまで妥当か、また「民主的なもの」をめぐってこの三者の認識がどのように分岐しているか、等を可能な限り明らかにしてみたい。それらを通じて、いかなるラディカル・デモクラシーを考えるのか、その見取り図を描くための一助としたい。

一 C・ムフのラディカル・デモクラシーとフェミニズム

1 ラディカル・デモクラシーのプロジェクトと「本質主義」

ムフはフェミニストを自称してはいるものの、そのラディカル・デモクラシー論の中でフェミニズムについて正面から論じたものは実は少ない。論文集『政治的なものもの再興』の第五章「フェミニズム、シティズンシップ、ラディカル・デモクラシーの政治」がその代表格であり、前述したようにムフがペイトマンとヤングに批判的に言及しているのはこの論考においてである。ここでムフが主張しているのは、一言で言えば、「女性」を固定的なアイデンティティと見なすフェミニズムは「本質主義（essentialism）」に陥っているものであり、それを放棄することこそラディカル・デモクラシーには要請される、という点である。ムフの議論に多少とも馴染んだ者にとっては、彼女の本質主義批判はすでに周知のものであろうが、それがフェミニズムをめぐる文脈でどう語られているか、そしてペイトマンとヤングがどのように批判されているか、改めて確認してみたい。

ムフのラディカル・デモクラシー論においては、社会的行為主体は、必然的な関係性のない多様な言説から構成された「主体位置（subject positions）」の集合として考えられている。主体のアイデンティティは、自分がいかなる社会関係に アイデンティフィケーション 同一化するかに依存するのであり、あくまで偶然的な産物であつて一時的に固定化されたものに過ぎないとされる。その意味で、社会的行為主体を、統一的で単一の存在であるかのように見なすことは不可能であり、常に多元的なものとして考えなければならない。このことは、労働者階級、女性、黒人、同性愛者、等々、あらゆる主体について言えることであり、いずれかの民主化闘争を特権化することがないように——「労働者の利害を守る試

みが、女性、移民、消費者の諸権利の犠牲において追求されることがないように——これらの異なった闘争の間に等価性の連鎖を確立する必要がある。⁽⁵⁾これは明らかに、階級闘争に還元し得ない「新しい社会運動」を重視したムフが、エルネスト・ラウラウとの共著『ヘゲモニーと社会主義者戦略』（一九八五年刊）⁽⁶⁾以降一九九〇年代初頭まで繰り返し追究した、根源的かつ多元主義的な民主政治のありようであろう。

このような等価性の連鎖、あるいは民主的等価性を考える場合に重要なのが、ムフが強調する「節合（articulation）」である。彼女が固定的・恒常的なアイデンティティを拒否するのは、労働者階級とか女性といった主体の観念を全否定するためではない。そうではなく、それらの主体が諸言説によって部分的に固定された「結節点」に過ぎないと見なすことによつて、むしろ、異なる主体位置に対して開かれたものと考えることが出来る。つまり、異なる主体位置の間に必然的・決定的な結びつきがないからこそ、それらの間に歴史的・可変的な「節合」を調達することも可能になる。⁽⁷⁾フェミニズムの文脈で考えれば、「女性」というアイデンティティそれ自体が多様な言説の中で構成されるカテゴリーである以上、単一的な「男性」・対・単一的な「女性」という二項対立はあり得ず、フェミニズムの政治が従属に対していかなる闘争を展開するかも多様となることを認めなければならない。「女性」というアイデンティティに本質がないと見なされれば、「平等か差異か」と問うことは無意味になるというのである。⁽⁸⁾ムフは必ずしも明言してはいないが、例えば黒人解放運動の内部での性差別、白人女性中心のフェミニズム運動における人種差別、ブラック・フェミニズムのみならずヒスパニック系女性やアジア系女性からのフェミニズム批判の噴出といった、欧米のフェミニズムが直面した諸問題を彼女が念頭に置いていることは容易に看取されよう。⁽⁹⁾要するに彼女の構想では、フェミニズムそれ自体もまた多種多様なものとして、他の解放闘争と並んで広範なラディカル・デモク

ラシーのプロジェクトの一要素と位置づけられるべきものである。

ところがムフによれば、彼女がのように論じた当時、フェミニストは「女性」というアイデンティティを脱構築してしまえばフェミニズムの政治的行動が不可能になる、と考えていたという。「多くのフェミニストたちは、女性を一貫したアイデンティティとして見ることなしに、フェミニズム独自の目的を形成し追求するために女性が女性として団結できるようなフェミニストの政治運動の可能性を基礎づけることはできない、と信じている」。このような信条は、ムフが構想するラディカル・デモクラシーの政治にとって問題である。一個人そのものが多様性を持った存在であり、その個人がさまざまな主体位置において多様な従属関係に置かれている（あるいは、ある関係においては支配的であり、他の関係では従属的であり得る）からである。¹⁰ ムフにとっては、先天的な属性に基づいた所与の「女性性」があると前提するか、さもなければ女性間の同質性や共通性を否定して一切のフェミニズムを不可能と見なすか、という二項対立は極端で不毛なものでしかない。そうではなく、前述のように、多様なアイデンティティの一時的・部分的な結節点としての「女性」を考えるべきなのであり、本質的な「女性性」とか真の「フェミニズムの政治」があるとの想定は放棄しなければならない、というのがムフの主張と言える。¹¹ このような観点からすれば、ペイトマンもヤングも「本質主義」に陥っていることになる。

2 ペイトマン批判——「女性としての女性」

まず、ムフによるペイトマン批判から見てみよう。ペイトマンは、近代デモクラシー理論の基盤にある社会契約論が家父長的な性格を持つものであることを繰り返し指摘した。「自由かつ平等な個人」と言った場合、それは初めか

ら世帯主・妻帯者・稼ぎ主としての男性を意味しており、社会契約もまた男性同士が取り交わす「兄弟愛^{ブラタ}」友愛的な協約」に過ぎない。公的領域としての政治および市民社会は、「政治的秩序を乱す存在」と見なされた女性を私的領域へと閉じ込めることで成立してきた。にもかかわらずその後のデモクラシー理論は、「個人」や「市民」というカテゴリーが、あたかも何人をも排除していないかのように考え、理論の根源にある家父長制を不可視化してきた。しかも普通選挙権の女性への拡大、言い換えれば女性へのシティズンシップの形式的付与によって、もはや男女差別の問題は解決済みであるかのように見なすことで、実際のさまざまな社会関係で女性が「二級市民」扱いされている現実問題を放置してきた。つまり「シティズンシップ」は、そもそも政治共同体を構成する男性の貢献（典型的には兵役と納税）を基準に構築されてきたのである。¹²——ペイトマンによるこうした政治理論批判に、ムフは基本的に賛同している。ムフが問題にするのは、シティズンシップをめぐる女性と直面するディレンマを、ペイトマンが克服しようとするその仕方である。

ペイトマンが「ウルストンクラフトのディレンマ」と呼ぶものは、おおよそ次のような難問である。女性が完全なるシティズンシップを勝ち取るには二つの方法が考えられるが、この両者は家父長的な枠組みの中では互いに相容れず、いずれの方法でも女性がシティズンシップを勝ち得ることはない。一方の方法は、シティズンシップは（実際は女性を排除したものであるにせよ）普遍的な意味を持つと考え、それを男性だけでなく女性にも拡大しようとするものである。これは、リベラル・フェミニズムに典型的なジェンダー中立を目指すものである。しかしこの方法は、そもそも男性の属性・能力・活動をもとに構築されたシティズンシップを所与の前提として、それを女性にも広げようとするものである以上、女性に対して男性（のよう）になることを要求することになる。それができない女性は、所詮

「二級市民」止まりであつて完全なシティズンシップは得られない。もう一方の方法は、女性には女性ならではの能力・才能・ニーズ・関心があるのだから、女性のシティズンシップは男性のそれとは違う形のものになるべきだとの主張に基づく。すなわち、母親の役割に典型的に見られる女性の無償労働を、男性の雇用（賃金）労働に匹敵する女性のシティズンシップと見なすという方法である。これはジェンダー中立を指向した前者と異なり、男女の差異を強調するものと言える。しかし、この後者の方法も成功しない。シティズンシップが初めから、私的領域における女性の母性（出産）やケア労働（家事・育児）を排除して構築されている以上、この方法は女性を従来通り被扶養者として家庭に閉じ込め、無償労働を強いることにつながるものであり、女性が「市民」として男性と平等な敬意を得ることはならないのである。⁽¹³⁾

では、このディレンマをどう克服するのか。一九八〇年代にペイトマンが目指していた、あるべきデモクラシーの理論と実践は、「女性が女性^{アズ・ウイメン}のままで、自律的で平等でありつつ、男性とは性的に異なる存在として市民で」あり得るデモクラシーであり、⁽¹⁴⁾「女性と男性を、生物学的な差異はあるが同等でない人間とはせず、両方とも包摂するような個人という社会的概念に立脚した秩序」、すなわち差異化した社会秩序としてのデモクラシー⁽¹⁵⁾であつたと言える。そして、ムフの批判の矛先は、この「女性のままで」（あるいは「女性として」）の部分に向けられる。ムフによればペイトマンは、個人性には男性としての男性と、女性としての女性という二つのタイプがあると考えているのであり、「女性が女性である、[、]ということに対応するある種の本質を求めて」おり、「女性としての女性と母性を同一視すること⁽¹⁶⁾に基礎を置いている」という。要するにムフの解釈では、ペイトマンは男女別の「差異化されたシティズンシップ」を構想することが先のディレンマを乗り越える道だと考えているのであり、これは男／女という対立を脱構築し

ない本質主義だということになる。前述のムフ的なラディカル・デモクラシーの構想から見た場合、こうしたペイトマンの発想は母性主義者と変わらない不適切なものである。

3 ヤング批判——差異化された「集団」観念

続いて、ムフによるヤング批判を検討しよう。周知のようにヤングは、一九八〇年代末から一九九〇年代にかけて「差異の政治 (the politics of difference)」を主唱する論客であった。ヤングは、既存のデモクラシーにおいて広く浸透しているシュンペーター的な「利益集団多元主義」を、政治を私的利益の取引へと矮小化し、結果として特定の利益集団による支配を助長するものと批判する。その点で彼女は、参加デモクラシー論に一定の賛意を示す。だが同時に、市民的公共性の復権を目指す共和主義（例えばベンジャミン・バーバーなど）が、伝統的・家父長的な公私二元論に基づいた普遍主義的シティズンシップ観を保持していることを、ヤングは厳しく批判する。このような二元論は、

普遍的なもの 対 個別的なもの

共通のもの 対 差異化されたもの

という二項対立を前提とし、それぞれの前者を公的領域の理想と考え、後者を私的領域に閉じ込めてきた。普遍主義的なシティズンシップの理想像なるものは、「一般性」（例えばルソー的な一般意思）を重視し、個別的・自己中心な特殊利益が公的領域を侵食しないよう私的領域へと追いやってきたのである。しかし、このような二項対立や普遍主義的理想は、多文化化・多元化した都市社会としてのマス・ソサエティの現実にはそぐわない。公的領域・公共圏を、もっぱら普遍性・一般性の観点から構想することは、「同質性」を強いることにつながり、その基準から見て異質な

ものや個別的なものは公的領域から排除されることになる。ヤングが終始批判したのは、（白人・男性・中産階級・異性愛者を典型とする）メインストリームによる支配と、それとは異質な社会集団（有色人種・女性・労働者階級・同性愛者などの）の抑圧、という構造的不正義の問題であつた。¹⁷⁾

ヤングが、女性が被る抑圧や不利益のみならず他の形態の抑圧についても考慮しようとする試みについて、ムフは否定するどころか共感の意を示す。にもかかわらずムフは、ヤングの社会集団の観念にやはり本質主義が伴っていると批判する。ヤングの「差異の政治」は、公的領域を、一般性・同質性が支配する領域としてでなく、異質な存在に開かれたより多元的な領域として構想しようとするものであり、従来の普遍主義に替えて「異質なものの公共性」「差異化されたシティズンシップ」を提唱した。そして、個別的で異質と見なされるがゆえに周縁化されてきた社会集団の具体的なニーズや声を表明できるようにするべく、集団代表の必要性を主張した。¹⁸⁾だが、公的領域において多様な経験やニーズや視座が表出され、相互のコミュニケーションが促進されることを期待するヤングの構想に対し、ムフは「利益集団多元主義のハーバース版」だとして手厳しい。ムフの解釈では、集団的差異を強調するヤングの論議は、すでに所与の利害とアイデンティティを持つ集団が存在するとの前提を持っている。ヤングの考える社会集団は、政治的イデオロギー集団や利益団体ではなく、一定の生活様式とアイデンティティの感覚を持つ文化的な社会集団であるが、ムフに言わせればこうした差異化された集団という観念は、「アメリカ先住民のような集団には意味をなすかもしれないが、しかし女性、高齢者、さまざまな障害者等、彼女（「ヤング」）がその要求を考慮したいと考えている他の多くの集団を描写するには、まったく不適切である」。ヤングは究極的には本質主義的な「集団」観念を持つており、利益集団多元主義とさして変わらないということになる。¹⁹⁾

ムフにとっては、それがメインストリームであれ被抑圧集団であれ、固定的なアイデンティティという觀念こそ放棄されるべきものであつて、所与のアイデンティティを持つ集団間の自由で抑制なきコミュニケーションというヤング的発想は、ムフが主張するラディカル・デモクラシーとは相容れない。前述の等価性の連鎖（あるいは民主的等価性）の確立のためには、むしろ新しいアイデンティティこそが作り出されなければならないというのである。⁽²⁰⁾

二 C・ペイトマンのデモクラシー論とフェミニズム

1 現実の女性が直面する諸問題

ペイトマンは、本質主義だとするムフからの批判について少なくとも二度言及しているが、いずれも本格的な反論ではない。一つは、論文「民主主義、自由、特殊な権利」の中で、ムフの当該論文を示しつつ、自分は決して（男女の）「異なる二つのシティズンシップ」について論じているわけではないと強調しているが、この言及がなされたのは脚注の中である。⁽²¹⁾ もう一つは、チャールズ・W・ミルズとの共著『契約と支配』での、自身への批判者に応える章においてだが、この箇所におけるペイトマンの反論は、大きく二つの種類に分けられる本質主義批判に対するものであつて、ムフへの言及はそのごく一部でしかない。念のため、二種類の本質主義批判を簡単に確認するならば、一方は、フェミニストとしてのペイトマンの主著『性的契約』⁽²²⁾で展開した家父長制批判が、あたかも家父長制を歴史的に必然で不変のものと考え、女性の従属を変えることはできないとする悲観主義・運命論に陥っていると見なす、そうした意味での本質主義だとする批判である。それに対するペイトマンからの反論は、自分が主張しているのは家父長

制が「自然ではなく、歴史的・社会的なもの」であり、特定の時代に人間が作りだした政治的秩序だということであって、なぜ本質主義だと誤解されるのか理解に苦しむというものである。⁽²³⁾ もう一方の本質主義批判は、ペイトマンが生物学的な性差を不変のものと考えていると見なすタイプのものであり、ムフからの批判もそこに含まれている。このような批判者に対してペイトマンは、政治理論家が家父長制における男性性と女性性の概念を分析したからといって、男性性・女性性が不変だと主張しているわけではないのに、批判者はそれを混同していると応じている。⁽²⁴⁾ しかしここでも、ムフに対する正面からの反論は見られない。おそらくペイトマンにとって、ムフのような批判は、自らの論議に対して核心を突くものではなかったのだろう。

では、ペイトマン自身の関心はどこにあるのか。ここでは、彼女のフェミニズム的著作や論考を改めて検討し直すよりも、むしろ二〇〇〇年代に入ってから彼女が応じたインタビュー等の中に、彼女が自身のデモクラシーとフェミニズムへの関心をどのようなものと認識しているかを探ってみたい。『コンテンツポラリー・ポリティカル・セオリー』誌の二〇一〇年第二号には、ステイーヴ・オンによるペイトマンへのインタビューが掲載されている。⁽²⁵⁾ オンは自らを、ペイトマンより次の世代、すなわち第三波フェミニズムの世代だとして、フェミニズムを人種問題・文化問題と関連づけて考察することが多いと述べた上で、第二波フェミニズムの世代に位置づけられるペイトマンの諸著作がその後の世代の関心事をどう扱うのかと質問している。⁽²⁶⁾

それに対してペイトマンは、まず、「第三波フェミニズム」と称されるものを自分が理解しているかどうか分らないと応じている。彼女にとって、「第一波」は、主に英米で一九世紀後半から二〇世紀初頭にかけてさまざまに展開された、女性運動およびフェミニズムの社会・政治思想を指す。しかし一九二〇年代から六〇年代の間、フェミニ

ズムは決してなくなったわけではないものの、その政治的・知的活動は決して顕著ではなかった。その後、一九六〇年代から始まったとされる「第二波」は、女性をめぐる人々の思い込みや社会制度に対する根源的な問い直しや、各種出版物、意識覚醒グループ、女性のシェルターの出現、少し遅れての学術的なフェミニズムの発展、等を含む一連の女性運動の再興を指す。ペイトマンは、こうした第一波と第二波の意味は分かるという。だがそれに対して、「第三波」と呼ばれるものは一体何か、と彼女はオンに問い返している。「確かに「二〇一〇年から見て」過去一〇年余り、女性の人権を中核に据えるような多くの活発な女性運動が世界中で展開されてきました。しかし私は、「第三波」というものがそれらのことを指しているのかどうかはつきりしません」というのである。²⁷

ペイトマンは、第二波フェミニズムが勃興した一九六〇年代から今日に至るまでに、女性やフェミニズムを取り巻く環境が大きく変化したことを認めている。だが、第二波フェミニズムが提起した諸問題がすでに過去のものに属し、第二波それ自体も廃れたとする立場には、彼女は与し得ないと述べる。現に「主要な組織では一般的に、職業構造の中でより名声が高く高給の地位や権威ある地位は、いまだに男性が独占して」いるという問題や、「女性の貧困、女性に対する暴力、女性の「不安定な」市民としての地位」という昔からの問題は、依然として存在するではないか、というのである。²⁸ ペイトマンはこれとほぼ同じ内容を、オンのインタビュウの前年である二〇〇九年になされた、テレル・カーヴァーとサミュエル・チエンバースによるインタビュウでも指摘しているし、²⁹ 邦訳『秩序を乱す女たち?』に寄せた「日本語版への序文」でも同様に言及している。³⁰ ここからうかがえるのは、ペイトマンが、思想なり運動としてのフェミニズムそれ自体の展開によりも、現実の女性が置かれている境遇の問題（女性問題）に政治理論家として関心を持っていることである。確かにペイトマンは一九八〇年代末に、『女性問題』を議論するのと、フェ

ミニズム理論に関与し貢献するのは同じではない」と語っていたし、最近でも、自身の研究史の中で形を変えながらも一貫している関心は「民主化」であり、フェミニズム政治理論への貢献もその中に位置づけられるものだとして述べている。⁽³²⁾つまり、第二波フェミニズムが突きつけた諸問題がいまも厳然と存在するという現実を、さらなる民主化を要請するものと捉え、その現実における女性の地位の向上・改善の問題に関わり続けているのが、ペイトマンの立場なのではなかろうか。⁽³³⁾

2 ベーシック・インカムと民主化

以上のことが実際に見てとれるのが、二〇〇〇年代におけるペイトマンの、ベーシック・インカム（以下、BIと略記）への関与である。彼女によればBIは、社会正義や貧困軽減、機会均等、労働市場の柔軟化、等といった観点から問われることが多いしもちろんそれらは重要な問題だが、しかしBIがデモクラシーに関わるものとはなかなか見なされない。ここでペイトマンが考えるデモクラシーの中核にあるのは、個人の自由、すなわち自律性（autonomy）・自己統治（self-government）である。近代のデモクラシーは、生まれながらに自由かつ平等な個人を前提としている。そうした個人の自己統治が必要であるなら、諸個人は権利を持つ「市民」になる必要があり、自由とは個人の経済的（私的）機会や集合的自己統治への参加（投票）の問題に限られず、結婚生活や職場における個人の自律性の問題でもある。「自己統治に必要なのは、個人の自律性を強め生活の足場となるような民主的な権威構造の中で生きていくこと、そして、自分の自由を享受し自衛できること（そのための機会と手段があること）である。」⁽³⁴⁾こうしたデモクラシーと個人の自己統治のための環境整備のためにこそ必要なのが、BIだというのである。

ペイトマンは、B Iの額がどの程度に設定されるべきかは、その導入の目的次第とした上で、それが民主化、いつて必要だとするならば、穏当で尊厳ある生活水準を満たす適切な額、すなわち個人が人生を自分でコントロールし、自ら属する政治体において文化的・経済的・社会的・政治的生活に参加したければできるようにする、そのための十分な額でなければならぬと主張する。つまりペイトマンにとってB Iは、貧困の軽減という課題を越えて、「雇用されない」「でも生きていける」「自由」のために必要とされるものである。⁽³⁵⁾ また、B Iは女性の自由という観点からも重要とされる。しばしばB Iは、男性の雇用労働の問題として語られ、雇用されず働かない労働者が他者の勤労に「ただ乗り」^{フリー・ライダー}することになるとの批判も受けるが、しかしそこで無視されているのは家庭^{ハウスホールド}である。専業主婦（被扶養者）としての女性も夫の稼ぎに「ただ乗り」していると言われることがあるが、それは「働くこと」をもっぱら賃金雇用と結びつけて考えるからである。夫を「稼ぎ主」とし、妻は雇用されるにせよ低賃金のパートタイム労働に限られるとする、公私二元論に基づく分業を前提とすれば、女性は結婚しなければならず男性は雇用されなければならないという強制（reinforcement）が、あたかも「合理的」な制度であるように見える。しかしこれこそペイトマンにとつては、家内領域での妻の無償のケア労働に夫がひたすら「ただ乗り」⁽³⁶⁾することを許す元凶である。こうした観点からB Iを考えれば、それは、女性にも最低限の所得を保証することで、雇用されなくとも結婚しなくとも生きていける自由をもたらし手段になり得るという。

ペイトマンの視点からすれば、しばしば実質的にシティズンシップから排除されやすい労働者（失業者）および女性も、対等な「市民」として敬意を受けられる社会にするという意味での「民主化」、言わばシティズンシップの民主化に資する可能性を秘めたものがB Iである。そして、ペイトマンのこうした論議は二〇〇〇年代に初めて現れた

わけではない。すでに一九八〇年代末の時点で、彼女は家父長的な福祉国家を批判する文脈で、すべての成人への社会的所得の保証を提唱していたが、これは今日的に言うBIと実質的に等しい。ペイトマンは当時、このような所得保証が導入されれば、次のような旧来の二元論を打破することにつながると期待していた。つまり、賃金労働と無償労働の対置、フルタイム労働とパートタイム労働の対置、公的な仕事と私的な仕事の対置、自立と依存の対置、労働と福祉の対置、等の二元論である。⁽³⁷⁾ 彼女自身に語らせるならば、

要するにこうした二元論は、男と女の対置に相当する。社会的所得の政策が実施されれば、それだけで女性は完全なシティズンシップを手にできないにせよ、少なくとも福祉国家の平等な成員と認められるだろう。真のデモクラシーが創出されるべきならば、女性の市民としての貢献の内容と価値、およびシティズンシップの意味という問題に正面から向き合わなければならない。⁽³⁸⁾

以上のような、シティズンシップの民主化というペイトマンの構想は、ムフが批判する男女別の「差異化されたシティズンシップ」とは相当異なったものと言うべきであろう。むしろペイトマンは、すべての個人が自由かつ平等になるための一方途としてBIに期待をかけている。その意味でBIは、普通選挙権に匹敵する普遍的な民主的権利として認められるべきだというのである。⁽³⁹⁾ ムフは、ペイトマンの「女性のままで」（あるいは「女性として」という表現を突いたわけだが、これはペイトマンの本質主義的な発想の表れというよりは、女性が現実には陥っている困難さから議論を出発させ、男性中心的に構築された基準への一方的な従属を強いる家父長的な自由民主主義社会に挑戦し、女

性も「市民」として対等に尊重されるデモクラシーを目指したものと理解する方が、穏当ではないかと思われる。

三 I・M・ヤングの包摂的なデモクラシー

1 集団の差異と本質主義

ペイトマンに比べてヤングは、現代的なラディカル・デモクラシー論者として位置づけることに違和感を覚えさせない理論家のようなのである。おそらくその要因として、一方でヤングがペイトマン的な参加デモクラシーと重なり合う関心を持ちながらも、他方ではペイトマンと異なりポストモダンニズムの思想家たちから多くの影響を受けたことが考えられる。フェミニスト哲学者としての相貌を持つヤングは、女性の身体的経験に関する論文を数多く執筆している⁽⁴⁰⁾。それらが直接的に彼女のデモクラシー理論を構成しているとは必ずしも言えないものの、彼女がフェミニストとしての問題関心を前提に「差異の政治」論を展開したことは疑い得ない。そして前述のように、男性による女性支配という論点のみならず、支配的なメインストリームと被抑圧的な社会集団の間の構造的不正義へと視野を広げたヤングの議論は、多文化主義的な性質を色濃く帯びることとなった。ここで検討してみたいのは、ムフがヤングに向けた本質主義批判がどの程度の射ていたかについてである。

管見の限り、ヤングはムフからの批判に対して正面からの反論を試みているようには見えない。むしろ、論議の指向性としては、ムフとヤングには相似性さえ見られる。例えば、ヤングのよく知られた「異質なものの公共性」の理念を考えてみよう。彼女は、公的領域を普遍的な世界、私的領域を個別的な世界、と見なす二項対立的な理解を打破

し、差異を持った異質な存在同士が公共空間でそれぞれの声をあげ、公的意思決定に参与できる方途を考えた。一九八〇年代にヤングはその一例として「虹の連合」^{レインボー・コアリション}を検討した。彼女によれば、伝統的な連合組織に、集団間の視座や利害や見解の差異を表面化させないという一般的同意があったのとは対照的に、虹の連合組織の場合は「連合を構成する個々の集団は、他の集団の存在を積極的に認め、社会的な諸問題に対する他の集団の独自の経験や視座の存在をも明確に認める」ものである。黒人、同性愛者、労働運動の活動家、フェミニストといったさまざまな運動家たちが、互いにしぶしぶ協力したり温情的に認め合うだけでなく、「連合の一員である、被抑圧的集団や政治運動の存在を積極的に承認し、そのような集団や運動の主張の表明を後援」するというのが、虹の連合組織の理想だというのである。⁽⁴¹⁾これは、実際の運動レベルで考えるなら、ムフのラディカル・デモクラシーの構想における等価性の連鎖と、さほど距離があるものとは思えない。

もともと、ムフにとってはこうした「虹の連合」は、すでに構築された各集団の固定的アイデンティティを前提とした上での連帯を指向するものにすぎず、新たな政治的アイデンティティを構築することにはつながらない。せいぜい「ラディカル・デモクラシーの政治の具現化へのほんの第一段階」⁽⁴²⁾でしかないという。ではヤング自身は、集団のアイデンティティを固定的で不変のものと考えていたのだろうか。実はそうではない。ヤングは議論の当初から、社会集団には実体的・本質的なアイデンティティはないと見ていたのである。集団のアイデンティティは、人々の離合集散という社会的過程で、他者との関係性の中で生成するものである。しかも現代のマス・ソサエティにおいて、ほとんどの人々は複数の集団的アイデンティティを持つのであり、特定の集団内に完全に固定化されることはあり得ないし、集団内にもさまざまな差異が存在する。アイデンティティ間の境界線もまた、明確で固定的なものとは限らな

い。⁽⁴³⁾ そもそもヤングは「アイデンティティ」に本質主義的な含意があることを意識しており、「差異」については語るが「アイデンティティ」という用語を用いることには抵抗がある、というジョン・ドライゼックの指摘さえある。⁽⁴⁴⁾

このようなヤングの非固定的な集団概念と、前述した彼女による集団代表の提唱は、矛盾するものだろうか。ムフはヤングの集団代表それ自体には言及していないが、集団代表の構想に対してムフと同様の批判を向けることも不可能ではない。⁽⁴⁵⁾ だがヤングの集団代表は必ずしも、特定の被抑圧集団を固定的に想定してそれらに代表権（ないし集団ごとの投票権）を授けようとするものではない。そうではなく、ともすれば公的領域において無視されてしまうそうした集団のニーズや欲求を表明できるような、何らかの具体策が必要だと考え、その一例として提唱したに過ぎない面がある（ヤングは一九九〇年代以降、制度としての集団代表についてさらに練り上げてはいない）。現実社会の中で周縁化され不利益を被ってきた集団の差異に配慮した具体的政策を考案することと、集団的差異を本質主義的に理解することとは、別のことだと言うべきだろう。そうでなければ、ヤングのこうした論議のみならず、例えばアン・フィリップスが長年にわたり主張するクォータ制もまた、一種の本質主義として退けることが可能になってしまう。⁽⁴⁶⁾ ムフがそうした意図を持っていたかどうかは不明だが、本質主義批判がこのような方向でのみ展開されてしまうと、フェミニズムの知見からデモクラシーを深化させるための具体策が何ら考案できなくなる危険性も否定できまい。

2 闘争と協力しての民主的コミュニケーション

ヤングが一九九〇年代中葉から二〇〇〇年代にかけて、デモクラシーの「熟議」モデルから少なからぬ着想を得たコミュニケーション的デモクラシー論を展開したことは、周知のことに属する。ヤングは、彼女が考える熟議デモク

ラシー一般にはかなり批判的であり、むしろ彼女のいう「コミュニケーション」には、ムフ的な「闘技」モデルになり接近した面さえ見出せる。ムフとヤングによる熟議デモクラシー批判について詳細は別の拙稿に任せるとして、⁽⁴⁷⁾ここではヤングのコミュニケーション的デモクラシーの二側面と考えられる「闘争 (struggle)」と「協力 (co-operation)」に注目することで、「差異の政治」の延長上にあるデモクラシー観を検討してみたい。

ヤングが熟議デモクラシーを高く評価しつつも批判する主な理由は、その主導的な論者たちが、合意形成に必要な共通善や、熟議における一定の表現モード (論証、理路整然とした語り、冷静さ、等) を前提とすることで、それらを共有しない異質な人々や集団を排除することになると考えるからである。共通善にせよ表現モードにせよメインストリームの文化的産物に過ぎず、普遍性を「僭称」しているだけの場合が多い。構造的不正義と深い利害対立が存在するマス・ソサエティにあつて、そこでなされる政治コミュニケーションが民主的であるためには、差異に開かれたものでなければならない。確かにヤングは合意形成を否定するわけではないが、あくまで合意は暫定的・可変的なものである。むしろ、熟議の場をいかに周到に準備したとしても、対立や不一致がしばしば生じることを参加者は認めなければならない。⁽⁴⁸⁾ここで強調されるのが、デモクラシーの「闘技」モデルに接近するように見える「闘争」としてのコミュニケーションである。ヤングの二〇〇〇年の著書『包摂とデモクラシー』から引用するならば、

私は、民主的な討議のノーマルな条件を、闘争のプロセスと呼びたい。社会集団の差異と深刻な不正義がある社会では、民主的な政治は闘争のプロセスでなければならない。闘争とは、敵対者との直接対決などではなく、市民相互のコミュニケーション的^{エンゲージメント}関与の過程である。(中略) 民主的な闘争のプロセスとは、社会的問題とそ

れに対する解決策をめぐる討論の場で、他者と関わろうとすることであり、それぞれの立場を説明し正当化しようとするプロジェクトにおいて互いに関与するプロセスなのである。⁽⁴⁹⁾

このように主張するヤングは、事実、いま引用した直前の箇所で、「敵」を「対抗者」と捉え直すムフの闘技的多元主義に言及し、自身もまたそれに与したいと明言している。⁽⁵⁰⁾

しかし、「闘争」がいわゆる「神々の闘争」と化して合意を不可能にするのではないか、という批判者は多いであろう。ヤング自身、そのような批判があり得ることを想定しつつ、民主的な政治コミュニケーションのもう一つの側面として「協力」を考えている。ここで彼女が依拠するのは、デモクラシーを「集合的な問題解決の一方法」と定義づけるジョン・デューイである。ヤングの認識では、差異化されたマス・ソサエティにおいて人々が共有しているのは、共通善ではなく、解決すべき問題である。ゆえに彼女は、デモクラシーを「人々が共に直面する問題を議論し、平和裏に解決しようとし、解決策の実施にあたっては協力する」プロセスと理解した方がよいと述べる。⁽⁵¹⁾そして、「闘争」と「協力」を結びつける鍵概念と考えられるものこそ、ヤングが重視した「理にかなった態度 (reasonableness)」(あるいは「適理性」と言えよう。これは端的に言えば、異なる観点からなされる議論や異議、反論等に対して、耳を傾ける態度であり、反対者がもつともな理由を提示した場合にはそれを受け入れ自己の意見や立場を変容させる準備があることである。⁽⁵²⁾このような「理にかなった態度」がなぜ熟議に要請されるかと言えば、まさに、共通善が存在しないからこそである。ヤング的な意味で「理にかなった」市民になるとは、共通善があるかのように装って、異質な意見や表現を私的領域に閉じ込めることでもなければ、支配的な社会集団の文化的産物に過ぎない議論の仕方を基準

とし、それに合わない感情表現やデモなどを「非市民的」だと排除することでもない。そうではなく、相対立する異質なニーズや利害を公的に表明し、互いに自己絶対化することなく耳を傾け合い、問題解決に向け互いに積極的に関わり合う、そうした意味での「闘争」への参加を意味するのである。⁽⁵³⁾ そもそもヤングにとって「差異」は、民主的コミュニケーションの阻害要因ではなく、逆に、そうしたコミュニケーションの前提であり資源ですらあるものであった。異なる立場や視座からもたらされる多種多様な知見が表明され共有されてこそ、問題解決に向けた智慧がより豊かになるというのである。⁽⁵⁴⁾

以上のようにヤングは、共通の問題解決に向けて異質な者同士が切り結ぶ包摂的なデモクラシーを探究したと言えるよう。おそらくムフは、自らの考える「闘技」を「コミュニケーション」と表現することには肯んじ得ないかもしれない。しかしヤングの側は、かつて「利益集団多元主義のハーバース版」との批判の矢を放ったムフに対して直接的な反論をするより、むしろ「差異の政治」の延長上に自身のコミュニケーション的デモクラシーを練り上げる中で、ムフの闘技的多元主義を組み込むという形で応えていったと考えることができるのではなかろうか。

四 「民主的なもの」の諸相——結びにかえて

以上、三人のフェミニストによるデモクラシー理論を検討してきた。最後に、そこから見えてくる「民主的なもの」の諸相について、若干の考察を試みて本稿を閉じたい。「新しい社会運動」に含まれる第二波フェミニズムに影響された世代として、彼女たちにとっては、現存する自由民主主義体制では近代の「自由かつ平等な個人」の理念は

実現していないものと言える。だからこそ、さらなるデモクラシーが追求されなければならない、という出発点は三者にそう大きな違いはあるまい。問題は、十分に民主化していない現状に対していかなるアプローチを採用するかであらう。

ムフの場合、その本質主義批判と民主的等価性の議論から考えられるのは、何らかのアイデンティティを究極的な基礎定立と見なすことへの拒否である。もともと左派的な理論家のムフが、階級闘争を至上視してきた伝統的な左翼思想との決別から議論を出発させたことが、そのことを物語る。階級闘争や労働運動が、女性差別や人種差別等に対する解放闘争を犠牲にして特権化されることは、ムフにとってはデモクラシーのさらなる深化を阻むことになる。自由民主主義を打倒するのではなく、それを根源的に深化・拡大させるためには、あらゆる解放闘争が等価的に「節合」されなければならない。こうした節合こそ、ムフの「民主的なもの」の中核にある構想であり、それを彼女はマルクスの有名な「各人の自由な発展があらゆる人々の自由な発展の条件」との一節に託したと考えられる。⁽⁵⁵⁾ こうした節合は、政治的空間におけるヘゲモニー闘争と集団アイデンティティの変容によってこそ可能になるのであり、その観点からすればフェミニズムと言えども、女性としてのアイデンティティの固定化は非民主的になりかねないこととなる。

ペイトマンはどうか。彼女は一九七〇年代の参加デモクラシー論の頃からリベラルを批判する「ラディカル」を自称していたものの、リベリズムの理念を放棄したわけではない。むしろ彼女は、「自由かつ平等な個人」というリベリズムの中核の理念に徹してこざわり、男女間で（さらには人種間でも）⁽⁵⁶⁾ 現実がそうなっていないということを問題にし続けた。彼女の家父長制批判の中核にあるのは、「自由かつ平等な個人」を抽象概念として考えた場合、実際

にはそれが男性を想定していることが隠蔽されてしまうという問題意識と言える。ゆえに、男女間で対等な市民的関係が成り立っていないこと、女性の男性への恒常的な従属が民主的な関係とは言えないことを、理論的にも実際の面からも明らかにしようとしたのが、彼女の一連のフェミニズム的労作と考えられる。ペイトマンのBIへのコミットメントにも垣間見られるが、彼女の焦点は家族という集団よりも具体的な個人にあり、すべての個人——男性としての個人でなく文字通りすべての個人——が自由かつ対等な市民と認められることこそが「民主的なもの」の重要な要素とすることができよう。彼女の言う民主化とはそのような社会に向けての実践であり、その実践を可能にするためにこそ、伝統的な社会契約論の批判と家父長制構造の可視化が必要だったのである。

最後にヤングだが、彼女が挑んだ問題は自由民主主義体制に存在する構造的不正義（支配と抑圧）であり、デモクラシーを正義になつたものにするからこそさなる民主化であった。そのためには、差異ゆえに不利益を被る集団の声が公的領域において見聞きされ、支配的集団・被抑圧集団を問わず固定的だったそれぞれの視座が変容することによって、相互に排他的になるのではなく共通の問題解決に向けて協力することが必要である。その際に必須のものは民主的な政治コミュニケーションであるが、ここでは共通善は想定されておらず、むしろ集団の差異こそがコミュニケーションの前提条件であった。ヤングの議論は「差異の政治」から「包摂」へと練り上げられていったが、この包摂と、異質性・多様性・多元性（そしてそれゆえに生じる「闘争」的側面）こそ、彼女の考える「民主的なもの」に不可欠の要素と考えられる。

複数の解放闘争の等価的「節合」、すべての個人が対等な「市民」となること、異質な存在を公的領域での意思決定から排除しない「包摂」——これら三者のアプローチが相互に排他的であるかどうかについては、さらなる考察が

必要である。少なくとも私たち政治理論家に共有されるべき認識は、何を持って「民主的なもの」と考えるかをめぐって、フェミニズムによる根源的な政治（学）批判は重要な財産であり、それらを見・軽視したデモクラシー論はそのレリバンシーが問われざるを得ないということであろう。

- (1) Pateman, C., *The Disorder of Women: Democracy, Feminism and Political Theory*, Cambridge: Polity Press, 1989, chaps. 3, 5 and 7. 拙訳『秩序を乱す女たち——政治理論とフェミニズム』法政大学出版局、二〇一四年、第三・五・七章。また以下も参照。Carter, A. and G. Stokes, “Introduction: Liberal Democracy and its Critics”, in A. Carter and G. Stokes eds., *Liberal Democracy and its Critics*, Cambridge: Polity Press, 1998, p. 3.
- (2) 筆者の念頭にあるこうした論者として、セイラ・ペンハビブ、ナンシー・フレイザー、スーザン・ヘックマン、アン・フィリップス、ジュディス・スクワイアーズ等の名を挙げておこう。
- (3) もちろんいまや、フェミニズムやジェンダーの問題に言及する政治理論・デモクラシー論はおびただしいだろうが、しかしそれらがフェミニズムの突きつける問題に正面から取り組んでいるとは限らない。なお、ラディカル・デモクラシー論に含まれる研究かどうかを別にすれば、以下の名譽ある例外を挙げておきたい。衛藤幹子「ジェンダーの政治学——シティズンシップの構想とエージェンシー」(上・下)、法政大学『法学志林』第一〇〇巻三号、第一〇一卷三号、二〇〇三—二〇〇四年。岡野八代『シティズンシップの政治学——国民・国家主義批判[増補版]』白澤社、二〇〇九年。田村哲樹『政治理論とフェミニズムの間——国家・社会・家族』昭和堂、二〇〇九年。三浦まり・衛藤幹子編著『ジェンダー・クォーター——世界の女性議員はなぜ増えたのか』明石書店、二〇一四年。
- (4) この論稿の初出は以下の通りである。Mouffe, C., “Feminism, Citizenship and Radical Democratic Politics”, in J. Butler and J. W. Scott eds., *Feminists Theorize the Political*, London: Routledge, 1992.
- (5) Mouffe, C., *The Return of the Political*, London: Verso, 1993, pp. 19, 77. 千葉真・土井美徳・田中智彦・山田竜作訳『政

治的なものの再興』、日本経済評論社、一九九八年、三八頁、一五六―一五七頁。

- (9) Laclau, E. and C. Mouffe, *Hegemony and Socialist Strategy: Towards a Radical Democratic Politics*, London: Verso, 1985. この共著は二〇〇一年に第二版が出ており、以下はその邦訳である。西永亮・千葉真訳『民主主義の革命——ヘゲモニーとポスト・マルクス主義』ちくま学芸文庫、二〇一二年。

- (7) Mouffe, *op. cit.*, p. 78. 前掲邦訳、一五七―一五八頁。

- (8) *Ibid.* 同訳、一五八―一五九頁。

- (9) 以下の邦文文献は、ムフラ政治理論家への言及はないものの、こうしたフェミニズム運動の問題の歴史的理解をめぐってさしあたり参考になる。吉原令子『アメリカの第二波フェミニズム——一九六〇年代から現在まで』ドメス出版、二〇一三年。また理論的な面でのフェミニズムの多様性・多面性については、次の二冊も参照。Bryson, V., *Feminist Political Theory: An Introduction*, second edition, Basingstoke: Palgrave Macmillan, 2003. Squires, J., *Gender in Political Theory*, Cambridge: Polity Press, 1999.

- (10) Mouffe, *op. cit.*, p. 76. 前掲邦訳、一五五―一五六頁。

- (11) *Ibid.*, pp. 87-88. 同訳、一七二―一七六頁。

- (12) Pateman, *op. cit.*, chaps. 1, 2, 6, 8 and 9. 前掲拙訳、第一・二・六・八・九章。拙稿「フェミニズムとデモクラシー理論——キャロル・ペイトマンの再検討を中心に」、政治思想学会編『政治思想研究』第一〇号、二〇一〇年。

- (13) Pateman, *op. cit.*, pp. 196-197. 前掲拙訳、二九三―二九四頁。

- (14) *Ibid.*, p. 14. 同訳、一一頁。

- (15) *Ibid.*, p. 136. 同訳、二〇四頁。

- (16) Mouffe, *op. cit.*, p. 81. 前掲邦訳、一六二頁。

- (17) Young, I. M., *Justice and the Politics of Difference*, Princeton, NJ: Princeton University Press, 1990. 以下の拙稿も参照。「マス・ソサエティにおける政治主体の『市民性』」、岡本仁宏編『新しい政治主体像を求めて——市民社会・ナショナリズム

ム・グローバルズム』所収、法政大学出版局、二〇一四年、二〇五―二〇八頁、二二五―二二八頁。

- (18) Young, I. M., “Polity and Group Difference: A Critique of the Ideal of Universal Citizenship”, *Ethics*, Vol. 99, No. 2, 1989. 施光恒訳「政治体と集団の差異——普遍的シティズンシップの理念に対する批判」、『思想』第八六七号、一九九六年九月。

- (19) Mouffe, *op. cit.*, p. 86. 前掲邦訳、一七二頁。

- (20) *Ibid.* 同訳、一七二頁。

- (21) Pateman, C., “Democracy, Freedom and Special Rights”, in D. Boucher and P. Kelly eds., *Social Justice: From Hume to Walzer*, London: Routledge, 1998, p. 230, note 14. 服部美樹訳「民主主義、自由、特殊な権利」、D・パウチャー、P・ケリー編、飯島昇藏ほか訳『社会正義論の系譜——ヒュームからウォルツァーまで』所収、ナカニシヤ出版、二〇〇二年、三二二頁、注14。

- (22) Pateman, C., *The Sexual Contract*, Cambridge: Polity Press, 1988.

- (23) Pateman, C., “On Critics and Contract”, in C. Pateman and C. W. Mills, *Contract and Domination*, Cambridge: Polity Press, 2007, pp. 227–228.

- (24) *Ibid.*, p. 228.

- (25) Adademic.edu のサイトにアップロードされているオンの履歴 (<https://nsysu.academia.edu/SteveOn/CurriculumVitae>、二〇一五年五月二一日アクセス) によれば、彼はインタビュー当時、UCLAの博士課程で政治学を専攻する院生だったようである。彼の指導教授がペイトマンであったかどうかは不明である。

- (26) On, S., “Interview with Carole Pateman by Steve On”, *Contemporary Political Theory*, Vol. 9, No. 2, p. 242. なお、第三波フェミニズムとは何かについてここで詳細な検討はできないが、さしあたり、第二波の成果を評価しつつも、「フェミニストかフェミニストでないか」といった二者択一的な態度を取らず、多文化主義に根ざし、人種・階級・セクシュアリティの異なる人々を含めた運動を展開するものと理解しておこう。吉原、前掲書、第一〇章を参照。

- (27) On, *op. cit.*, pp. 242-243.
- (28) *Ibid.*, pp. 243-244.
- (29) Pateman, C., "An Interview with Carole Pateman: Interview Questions by Terrell Carver and Samuel A. Chambers", in Pateman, C., *Carole Pateman: Democracy, Feminism, Welfare*, eds. by T. F. Carver and S. A. Chambers, Abingdon: Routledge, 2011, p. 211.
- (30) ペイトマン、前掲拙訳の「日本語版への序文」、iv—v頁。
- (31) Pateman, *The Disorder of Women*, p. 2. 前掲拙訳、二三頁。
- (32) ペイトマン、前掲拙訳の「日本語版への序文」、iii頁。
- (33) この点に改めて注意を向けてくださった関口すみ子氏と奥田のぞみ氏に感謝申し上げたい。なおペイトマンの議論の文脈を離れ、古くて新しい「女性問題」の現代的現れ方については、以下を参照。NHK「女性の貧困」取材班『女性たちの貧困——「新たな連鎖」の衝撃』幻冬舎、二〇一四年。角田由紀子『性と法律——変わったこと、変えたいこと』岩波新書、二〇一三年。また、社会的地位が比較的高いと思われる職業における女性のワークライフバランスについて、さしあたり次の二つの記事を参考にした。杉田明子・三浦桂子「フランス弁護士事情」、渋谷元宏・田名部哲史・竹内章子「日本の弁護士が置かれた現状——仕事と家庭の両立」、日本弁護士連合会『自由と正義』第六三号、二〇一二年八月。
- (34) Pateman, C., "Democratizing Citizenship: Some Advantages of a Basic Income", *Politics & Society*, Vol. 32, No. 1, 2004, p. 91.
- (35) *Ibid.*, pp. 92-93. ペイトマンにとって、劣悪な労働条件に甘んじなければ生計が立てられない現代資本主義諸国における雇用制度は、文字通り非民主的なものであり、無条件のベーシック・インカムはそうした雇用制度に参入しなくても暮らしていける道を開くものと期待されている。ペイトマン、前掲拙訳の「日本語版への序文」、ix頁。
- (36) Pateman, *op. cit.*, pp. 98-99.
- (37) Pateman, *The Disorder of Women*, p. 203. 前掲拙訳、二〇一頁。

- (38) *Ibid.* 同訳、三〇二頁。
- (39) Pateman, C., “Afterword”, in D. I. O’Neill, M. L. Shanley and I. M. Young eds., *Illusion of Consent: Engaging with Carole Pateman*, University Park, PA: The Pennsylvania State University Press, 2008, p. 241.
- (40) それらのいくつかを収録した文献として、以下の論文集を挙げておく。Young, I. M., *Throwing Like a Girl and Other Essays in Feminist Philosophy and Social Theory*, Bloomington, IN: Indiana University Press, 1990.
- (41) Young, “Polity and Group Difference”, pp. 264-265. 前掲邦訳、一一四頁。
- (42) Mouffe, *op. cit.*, p. 86. 前掲邦訳、一七二—一七三頁。
- (43) Young, *op. cit.*, pp. 260-261. 前掲邦訳、一〇九—一一〇頁。Young, *Justice and the Politics of Difference*, p. 171. なおここに、以下の拙稿と重複する記述があることをお断りしておきたい。「包摂／排除をめぐる現代デモクラシー理論——『闘技』モデルと『熟議』モデルのあいだ」、日本政治学会編『年報政治学』二〇〇七—一号、二〇〇七年、一五一—一五二頁。
- (44) Dryzek, J. S., *Deliberative Democracy and Beyond: Liberals, Critics, Contestations*, Oxford: Oxford University Press, 2000, pp. 61-62.
- (45) 千葉真『ラディカル・デモクラシーの地平——自由・差異・共通善』新評論、一九九五年、一二九頁。
- (46) 以下を参照。Phillips, A., *The Politics of Presence: The Political Representation of Gender, Ethnicity, and Race*, Oxford: Oxford University Press, 1995.
- (47) 以下の二つの前掲拙稿を参照。「包摂／排除をめぐる現代デモクラシー理論——『闘技』モデルと『熟議』モデルのあいだ」、一四八—一五〇頁、一五二頁。「マス・ソサエティにおける政治主体の『市民性』」、一二二頁。
- (48) Young, I. M., *Inclusion and Democracy*, New York: Oxford University Press, 2000, pp. 36-44.
- (49) *Ibid.*, p. 50.
- (50) *Ibid.*, p. 49.
- (51) *Ibid.*, p. 28.

- (52) *Ibid.*, pp. 24-25.
- (53) *Ibid.*, pp. 27-30, 47-48.
- (54) Young, “Polity and Group Difference”, pp. 263-264. 前掲邦訳「一一三—一一四頁」Young, I. M., “Difference as a Resource for Democratic Communication”, in D. Estlund ed., *Democracy*, Oxford: Blackwell Publishers, 2002. すべての個性を超越した公平で一般的な視座などないと考えるヤングは、すべての知識は「位置づけられた知識 (situated knowledge)」であることを主張する。Young, I. M., “Situated Knowledge and Democratic Discussions”, in J. Andersen and B. Siim eds., *The Politics of Inclusion and Empowerment: Gender, Class and Citizenship*, Basingstoke: Palgrave Macmillan, 2004. このようにヤングの視点は、かつてのカール・マンハイムの知識社会学における「存在拘束性」を想起させる。実際、ヤングの集団観念に対する本質主義批判には、マンハイムの「存在拘束性」を、ある思想と社会的立場との固定的な一対一の対応関係を主張したものと見なす誤解と、相通じるものがある。これに対し、異質な者同士のコミュニケーション（相互行為）が自己の思想の部分性の自覚と視野の拡大につながる点で、この二人の理論家に共通性があることを、筆者は以下のペーパーで報告した。“Democratic Interaction in Mass Society, Old and New: Karl Mannheim and Iris Marion Young”, at the Political Studies Association of the UK 65th Annual International Conference, Sheffield, 1st April 2015.
- (55) Laclau and Mouffe, *op. cit.*, p. 183.
- (56) Pateman and Mills, *op. cit.*